

## 多治見市告示第39号

是正請求事案（公文書公開に関する是正請求（開発指導課・総務課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成30年3月12日

多治見市長 古川 雅典

### 1 諮問事案

公文書公開に関する是正請求（開発指導課・総務課）事案

### 2 答申日

平成30年3月5日

### 3 審査会の結論

本件是正請求のうち、是正請求人から多治見市（担当課：開発指導課）へ公文書公開請求したことに対する公文書公開決定通知書の写しについては、非公開とすべきものとする。また、その他の部分は、棄却すべきものとする。

### 4 是正請求の趣旨及び理由

- (1) 是正請求人が多治見市（担当課：開発指導課）へ公文書公開請求を行ったことに対する公文書公開決定通知書の写しについて、市民A氏が公文書公開請求したところ（平成28年8月29日）、多治見市は部分公開決定を行った（平成28年9月7日）。

是正請求人は、この部分公開決定についてこれが個人情報の漏えいにあたると

主張し、多治見市がこのことを認めるよう是正請求を行った。

- (2) 市民A氏が多治見市へ公文書公開請求した請求書及びそれに対する公文書公開決定通知書について、是正請求人が多治見市（担当課：総務課）へ公文書公開請求したところ（①平成28年11月25日／②平成28年12月12日）、多治見市は非公開決定を行った（①平成28年12月9日／②平成28年12月26日）。

是正請求人は、(1)について部分公開決定を行うのであるならば、(2)についても同様な決定を行うことを求める是正請求を行った。

## 5 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

- (1) 個人情報の漏えい（守秘義務違反）について

公文書公開請求書に個人名が記載されており、その個人名を消した上で、当該公文書を部分公開しても意味がない。なぜなら、公文書公開請求書とこの請求書を前提とする公文書部分公開決定通知書があれば、これら二つの文書により、後者の文書が個人名を消したとしても、この消された個人名を容易に認知することができ、結局、全部公開したことと同様な結果を公文書公開請求者は得ることができる。

ただし、多治見市として一定の手続を経ての部分公開決定を行ったものであり、多治見市が組織的に対応したものであることから、公務員個人の責任の問題にはならない。したがって、是正請求人が主張する地方公務員法第34条第1項（秘密を守る義務）の違反には該当しない。

- (2) 通常他人に知られたいくない情報であるか否か

情報公開をするか否かの判断は、特定の個人が識別されるものであっても、多治見市においては、多治見市情報公開条例第6条第2項で規定する「通常他人に知られたいくないと認められる」情報にあたるか否かが争点となる。一般に、情報公開制度を用いて請求が行われた場合、請求人の氏名、請求内容、請求に対する回答は、通常他人に知られたいくないと認められる情報である。ただ、既にブログ等で公表されている場合には、それには当たらない。今回の場合は、請求時には公表されていないので、公開すべきではなかったものにあたる。

なお、市民A氏に関する情報公開請求を非公開と決定したことは妥当である。市民A氏は、是正請求人とは異なり、特定の分野における記事やそれに関する自らの考えをホームページ等で公開しているわけではない。したがって、是正請求人による公文書公開請求により公文書を公開すれば、市民A氏個人の筆跡や、情報公開請求を用いて明らかにしたい市民A氏の関心のある分野などの広く市民A氏が有する思想、信条等が明らかになってしまうため、非公開決定としたことは妥当である。

## 6 審査会の附帯意見

### 公文書の存否に関する情報について

公文書の存否応答拒否に関する情報として扱うか否かについては、条例制定時は、この規定の乱用を防ぐために、特定の場合のみ厳格に適用すべきと考え、その要件を限定して定めた。しかし、実際の長年にわたる運用をみると、本件が示すように、存否を答えるだけで個人情報を開示することとなるような場合があり、このような事例については、運用レベルか、または、条例の改正により柔軟に対応することが求められている。また、第三者の利益を保護するための仕組みについても、より積極的に活用するための検討が、あわせて求められている。